

お金と賢くつきあっていくために。～借金の作法(その1)～

最近、話題にされることも少なくなった貸金業界だったが、先日久しぶりに明るい見通しの記事を読んだ。平成22年に完全施行された貸金業法について、自民党が上限金利の見直しや借入額を年収の3分の1までとする「総量規制」の撤廃に向けて議論を始めたそう。規制の是非については多方面からの意見を集約し、より一層の議論を交わした上で判断する必要があると思うが、個人的見解では現行の規制はやはり行き過ぎの感が強いと考えている。

ところで現在貸金業者に認められている上限金利は年利20%だが、規制緩和に反対する立場の人は「20%でも高すぎる、むしろ金利をもっと低くすべきだ」とさらなる規制強化を求めている。

彼らがこのように主張する理由はこうだ。「以前、

銀行から100万円を年利9%で借りたことがある。返済は1万円ずつでよいと言われて払っていたが、1年間払っても元金の返済が3万円しかされておらず、完済するのに16年もかかった。9%でもこんなに大変な思いをするのに、20%などとてもない」。この人の言っていることは確かに間違っていない。実際に、この条件で借入した場合の返済予定表を作成してもほぼ同じ数字になる。そして借金に対して否定的な人は、だいたい共通してこのような考え方を持たれている。しかしこのような人達は残念なことに、「借金の作法」について全く理解できていない。私からすれば、「借金の作法」を身に付けることなしにする借金はただただ危険な行為であるし、また逆にこの作法をよく理解した上でする借金であるなら、比較的安全かつ

快適に目的を達成することができる。次号では「借金の作法」とはどういうものかについて解説する。

日本ファイナンス有限公司
下関店 店長
松原 剛

AFP(日本FP協会認定)
TEL083-234-3544

<http://nihon-finance.com>

借金で苦しむ人への的確なアドバイスで定評がある、消費者金融のプロフェッショナル。弁護士の人脈、債務カウンセリング、真摯に相談に乗る姿勢が認められ、感謝の声が多数寄せられている。ラジオなどのメディア出演を通して、借財に対する正しい認識を広めている。

